

(様式)

【受八議第90号】

通告番号 No7

令和8年5月28日

八頭町議会議長
川西 美恵子 様

12番 八頭町議会議員 川西 聡

一般質問通告書

次のとおり通告します。

| 質問事項 | 質問の要旨 | 質問の相手 |
|------------------------------|---|-----------|
| 1 平和教育の基本的な認識及び施策について | 終戦から81年が経過し戦争の惨禍を後世に伝えることが、当時を体験した人々が少なくなっていることもあり風化している。当然、そのことは本町にも該当する。 | |
| | (1) 本町が戦争の惨禍を後世に伝え、平和を希求することへの基本的な認識を問う。 | 町長 教育長 |
| | (2) (1)に関し、当時の悲惨な戦争体験をした方を「戦争の語りべ」として社会教育や学校教育の一環に取り入れるべきと考える。所見を問う。 | 教育長 |
| | (3) 毎年、夏期になると郡家中央公民館で「原爆の被災」関連の写真パネル展が行われている。平和教育の一環として学校の児童・生徒にパネル展の見学の実施を取り入れるべきと考える。所見を問う。 | 教育長 |
| 2 学校給食の無償化(中学校)について | 小学校は今年度から無償化となっている。国の支援がない中学校の無償化をしている県内の自治体は、昨年度までは若桜・智頭・大山・日野・江府で、今年度新たに日南・伯耆が加わった。 | |
| | (1) 本町は小学校と同じく「ふるさと納税」関連の財源等を食材費補助金に充当して中学校も学校給食の無償化を行うべきと考える。所見を問う。 | 町長 |
| 3 DV(ドメスティックバイオレンス)への対応策について | (1) 本町では、DVに直面する女性に対する「女性相談支援員」の配置がされていない。「困難な問題を抱える女性への支援に関する法律(困難助成支援法)」の施行から2年が経過する中で、本町は女性を支援する体制が脆弱である。同法は支援について市町村は努力義務と規定している。本町は配置を早期に進める必要があると考える。所見を問う。 | 町長 |